

# 一 制定・改廃の概要 一

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成 28 年 3 月 31 日・東京都規則第 116 号

## 1 概要

### (1) 改正理由

#### ア 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度関係

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号。以下「条例」という。）の改正により、指定取消しの要件に該当した特定地球温暖化対策事業所について削減義務期間の終了年度を選択することができるようにすること、排出量取引に係る手続を簡素化すること等に伴い、所要の改正を行う必要がある。

#### イ 建築物環境計画書制度関係

建築物環境計画書制度に係る届出の手続を簡素化し、届出者の負担を軽減するため、所要の改正を行う必要がある。

#### ウ エネルギー環境計画書制度関係

電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

### (2) 改正内容

#### ア 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度関係

##### (ア) 指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書の届出期限等

条例の改正により、指定取消しの要件に該当した特定地球温暖化対策事業所の削減義務期間の終了年度を選択可能としたこと等に伴い、条例第 5 条の 10 第 1 項第 1 号に規定する事業活動の廃止又は休止が行われた場合における同号の規定に基づく届出の期限を改めるほか、所要の改正を行う。

##### (イ) 指定管理口座の開設等の通知

条例の改正により、指定管理口座の開設の申請に係る手続を廃止し、指定地球温暖化対策事業所の指定の際に知事が指定管理口座を開設する手続に改めたことに伴い、指定管理口座を開設した際の通知についての規定を追加するほか、規定を整備する。

##### (ウ) 指定管理口座の廃止

指定地球温暖化対策事業所の指定の取消しの日から 30 日を経過した日をもって当該指定地球温暖化対策事業所の指定管理口座を廃止するよう規定を改める。

##### (エ) 知事による超過削減量の発行及び振替可能削減量等の義務充当

指定地球温暖化対策事業者の負担を軽減するため、知事による超過削減量の発行時期を改めるとともに、知事が職権で振替可能削減量等の義務充当を行う旨の規定を追加する。

##### (オ) 各種変更の届出に係る手続の簡素化

指定地球温暖化対策事業者の変更及び口座名義人の変更に係る届出において、その

他の申請、届出等の手続を行う場合には、当該申請、届出等において提出する書類に、当該変更の内容等を記載することにより、当該変更の届出を行うことができるよう規定を改める。

(カ) 検証機関の更新登録申請時の添付書類の簡素化

検証機関の更新登録の申請をする際の申請書に添付する書類について、過去に知事に提出したものから記載の内容に変更がないものについては、一部省略することができるよう規定を改める。

(キ) その他規定整備

電気事業法等の一部を改正する法律の施行等を踏まえ、規定を整備する。

イ 建築物環境計画書制度関係

規則第 12 条第 2 項に規定する変更の届出を必要とする場合のうち延べ面積の増加について、延べ面積の規模に応じて生じる建築主への義務内容に変更が生じない範囲であれば、当該届出を不要とする。

ウ エネルギー環境計画書制度関係

規則第 5 条の 22 に規定する特定エネルギー供給事業者を「小売電気事業者」にするよう規定を改める。

## 2 施行日

- (1) (2) 及び (3) 以外の改正規定 平成 28 年 4 月 1 日
- (2) 第 4 条の 8 第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに第 4 条の 11 公布の日
- (3) 第 4 条の 21 の 3 の次に一条を加える規定、第 4 条の 21 の 4 (第 6 項にただし書を加える部分を除く。)、第 4 条の 21 の 5、第 4 条の 21 の 6 (「第 5 条の 10 第 2 項」を「第 5 条の 10 第 3 項」に改める部分を除く。)、第 4 条の 21 の 8、第 4 条の 21 の 11 の次に一条を加える規定、第 4 条の 21 の 17、第 4 条の 21 の 19、別記第 1 号様式の 2、別記第 1 号様式の 3、別記第 1 号様式の 18 の 2 の甲を削る規定、別記第 1 号様式の 18 の 2 の乙、別記第 1 号様式の 18 の 3、別記第 1 号様式の 18 の 4 及び別記第 1 号様式の 18 の 17 (同様式を別記第 1 号様式の 18 の 16 とする部分を除く。) 平成 28 年 10 月 1 日

## 3 問合せ先

1 (2) ア

環境局地球環境エネルギー一部総量削減課

03-5388-3465

1 (2) イ

環境局地球環境エネルギー一部環境都市づくり課

03-5388-3536

1 (2) ウ

環境局地球環境エネルギー一部計画課

03-5388-7784